

1 4 災害時応援協定

(11) 医療救護等

ア 上田市医師会、小県郡医師会、上田小県歯科医師会

災害時の医療救護についての協定書

上田地域広域行政事務組合(以下「甲」という。)と社団法人上田市医師会(以下「乙」という。)、社団法人小県郡医師会(以下「丙」という。)及び社団法人上田小県歯科医師会(以下「丁」という。)とは災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害時における広域的な対応を図るため、甲を組織する市町村(坂城町を除く。以下「組織市町村」という。)がそれぞれ策定する地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、災害時に行う医療救護に対する乙、丙及び丁(以下「乙等」という。)の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護計画)

第2条 乙等は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙等は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

3 甲は、前2項の規定により乙等から提出を受けた医療救護計画を、組織市町村に周知するものとする。

(医療救護班の派遣)

第3条 組織市町村は、それぞれの防災計画に基づき、必要に応じ乙等に医療救護班の派遣を要請するとともに、甲に報告するものとする。

2 乙等は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班の派遣を要請した組織市町村に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、乙等が第1項の規定による組織市町村からの要請を待たずに医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲を通じて派遣した組織市町村に報告し、その承認を得るものとする。

(医療救護班に対する指揮)

第4条 乙等が派遣する医療救護班に対する指揮は、医療救護活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、派遣を受ける組織市町村が、乙等のそれぞれの代表者を通じて行う。

2 乙等のそれぞれの代表者は医療救護活動の総合調整を図るため、必要に応じて協議するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 乙等が派遣する医療救護班は、派遣を受ける組織市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検索
- (6) その他必要な事項

(医療救護班の輸送)

第6条 派遣を受ける組織市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙等が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、派遣を受ける組織市町村が供給するものとする。

(救護所の設置等)

第8条 組織市町村又は甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 組織市町村又は甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙等の協力を得て救護所を設置する。

3 派遣を受ける組織市町村は、救護所において医療救護活動が必要とする給食及び給水を行うものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 派遣を受けた組織市町村は、乙等が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(損害補償)

第11条 派遣を受けた組織市町村は、医療救護活動従事中に乙等が災害を受けたときは、甲の上田地域広域行政事務組合に上田市及び組織市町村の条例を準用する条例(平成3年組合同第16号)第2項第9号の規定に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

2 第8条の規定による救護所を設置した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、派遣を受けた組織市町村が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第12条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲・乙等及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第13条 乙等は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を派遣した組織市町村に報告するものとする。

2 組織市町村は、前項に規定する報告を乙等から受けたときは、報告書を取りまとめ速やかに甲に提出するものとする。

(費用等の請求)

第14条 乙等は、第10条に規定する費用及び第11条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第15条 派遣を受けた組織市町村は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を精査し、適当であると認めるときは、その費用を速やかに乙等に支払うものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲、乙等及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第18条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成9年2月1日から平成9年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙等から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁各々が記名押印のうえ、各自1通をそれぞれ保有する。

平成9年2月1日

甲	長野県上田市天神二丁目4番55号 上田地域広域行政事務組合 上記代表者 上田地域広域行政事務組合長 竹下悦男 印
乙	長野県上田市中心二丁目22番10号 社団法人上田市医師会 上記代表者 上田市医師会長 宮下美生 印
丙	長野県上田市常田二丁目1番10号 社団法人小県郡医師会 上記代表者 小県郡医師会長 小川原辰雄 印
丁	長野県上田市材木町一丁目3番6号 社団法人上田小県歯科医師会 上記代表者 上田小県歯科医師会長 宮坂昌弘 印

医療救護活動実施細則

平成9年2月1日付をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書」(以下「協定書」という。)第16条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

(医療救護組織)

第1条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関から構成する。

2 医療救護班は、医師1名及び看護婦2名又は歯科医師1名及び歯科衛生士2名で構成し、必要がある場合は、保健婦又は助産婦を加えることができる。

(実施報告)

第2条 乙等は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、各班ごとの医療救護活動実施報告書(様式第1号)、医療報告書(様式第2号)、助産報告書(様式第3号)及び医薬品等使用報告書(様式第4号)により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

(事故報告)

第3条 乙等は、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書(様式第5号)により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

(医療施設等損傷報告書)

第4条 乙等は、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、医療施設及び設備損傷報告書(様式第6号)により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

(費用弁償の額)

第5条 協定書第10条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

(費用等の請求)

第6条 乙等は、協定書第14条に規定する費用等の請求は、費用弁償請求書(様式第7号)、医薬品等実費弁償請求書(様式第8号)及び医療施設及び設備の損傷に係る損害補償請求書(様式第9号)により派遣した組織市町村に請求するものとする。

(別表)

費用の種類	対象者	費用算定の基礎となる規定
報酬	医師 歯科医師 保健婦 助産婦 看護婦	災害救助法施行規則(昭和34年長野県規則第3号)第9条別表第3の1の例による。この場合において、同表の1のA中「日当」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。
	歯科衛生士	災害救助法施行規則第9条別表第3の1のAの(ウ)の例による。
旅費	医師 歯科衛生士	特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和55年上田市条例第2号)第11条、第12条及び第14条の例による。
	保健婦 助産婦 看護婦 歯科衛生士	職員の旅費に関する条例(昭和46年上田地域広域行政事務組合条例第7号)第2条の規定に基づく職員の旅費に関する条例(昭和35年上田市条例第40号)の例による。
時間外勤務手当	医師 歯科医師 保健婦 助産婦 看護婦 歯科衛生士	上田地域広域行政事務組合に上田市および組織町村の条例を準用する条例(平成3年上田地域広域行政事務組合条例第16号)第2条第11号の例による。この場合において、同条第11号に規定する条例第42条の勤務1時間当たりの給与額は、災害救助法施行規則第9条別表第3の1に規定する日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

様式は省略